



発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可……………

……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…

公告

○採石業務管理者試験の実施……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第八百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百九十三号線（第二期区間）

三 事業施行期間

令和六年八月二十日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

荒川区東尾久六丁目、東尾久七丁目及び東尾久八丁目各地内

使用の部分

なし

●東京都告示第八百九十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

都道白金台町等々力線

二 指定する区間

世田谷区深沢一丁目十九番十九地先から同区等々力二丁目四十六番十五地先まで

三 指定の概要

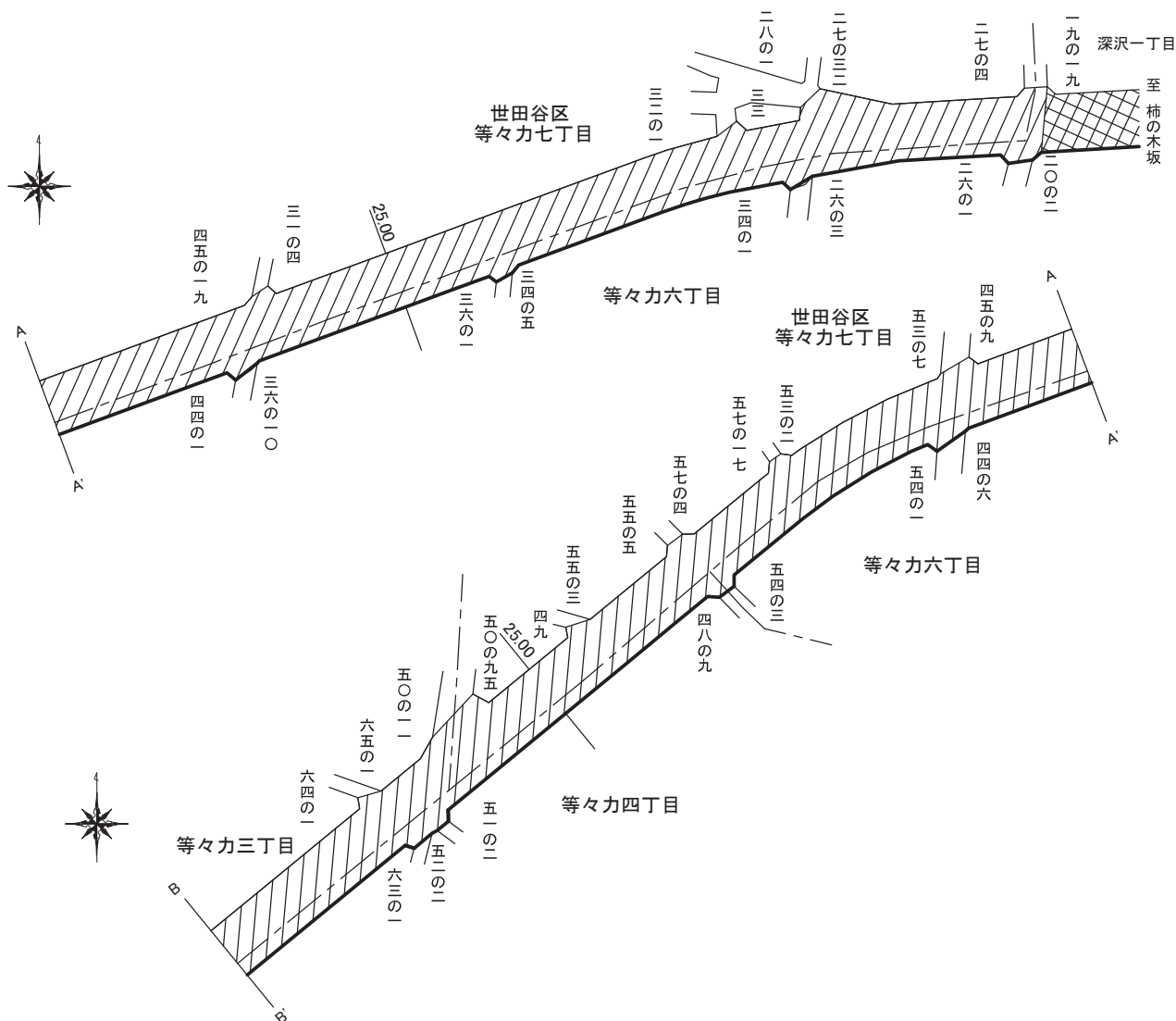
別図表示のとおり

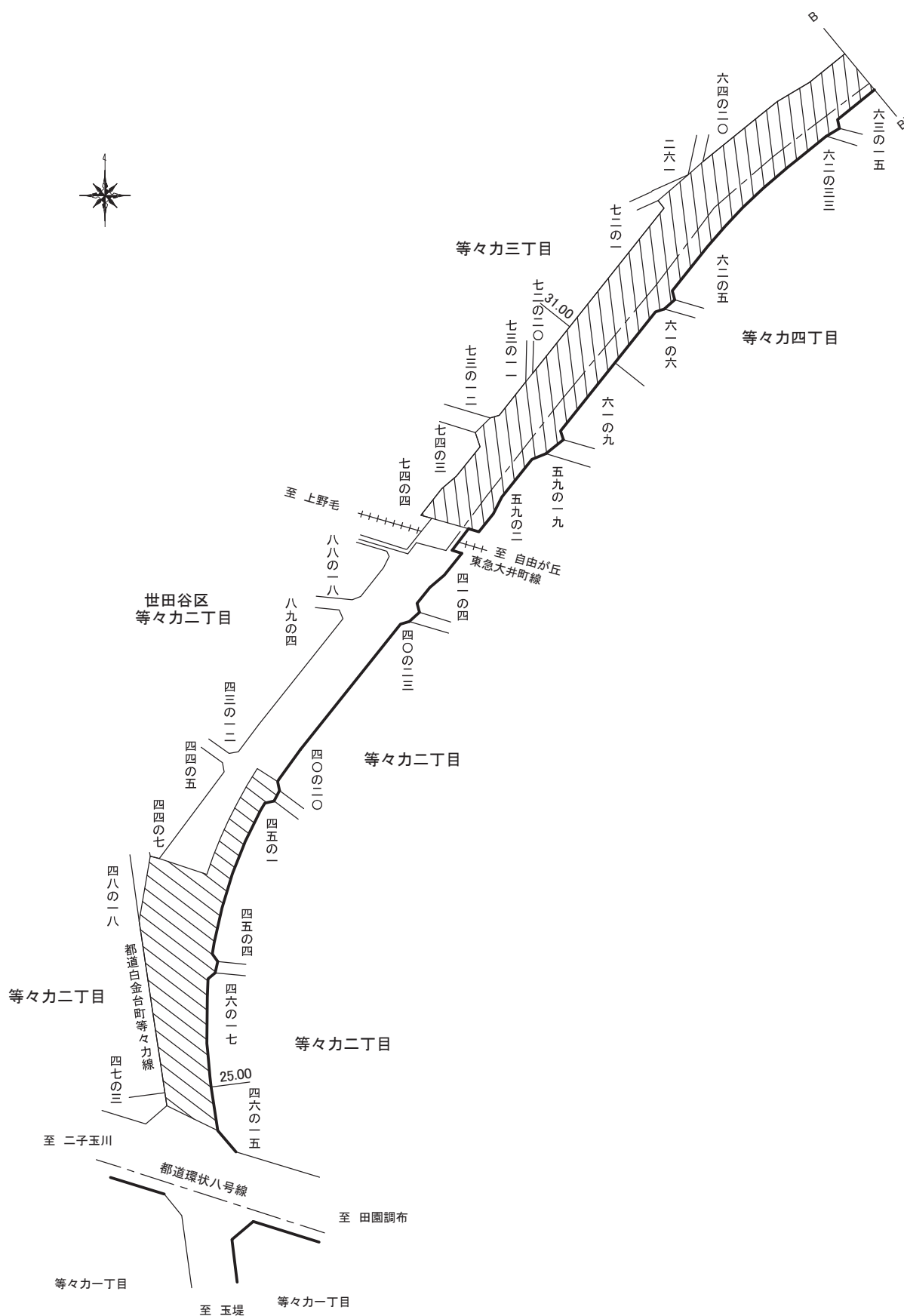
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道白金台町等々力線

世田谷区深沢一丁目～等々力二丁目

都道
特別区道
指定区間
延長 一、四五五・二〇メートル
(電線共同溝予定名称
白金台町等々力・五号)
既指定区間





公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和六年十月十一日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一

東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和六年九月四日（水曜日）から同月二十五日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支

庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和六年九月十七日（火曜日）から同月二十五日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

イ 受験票（東京都で指定した様式）

ウ 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの）

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千百円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三（五三二〇）四七八八